

談合情報対応マニュアル

〔 1 〕 - 般原則

1 , 情報の確認

入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報（以下「情報」という。）があった場合には、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認の上、直ちに公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の事務局へ通報すること。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により、情報を把握した場合にも調査委員会の事務局（以下「事務局」）へ通報すること。

2 , 報 告

事務局は、1により、情報の通報を受けた場合には、談合情報報告書により、速やかに調査委員会の委員長（以下、「委員長」という。）に報告を行うこと。

なお、事務局において、新聞等の報道により、情報を把握した場合も報道に基づき報告書をまとめ、報告を行うこと。

3 , 調査委員会の招集及び審議

委員長は、2により事務局からの報告を受けた場合は、当該情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するため、調査委員会を招集するものとする。

4 , 委員長への報告

情報を把握した場合は、速やかに委員長に報告すること。

また、情報への対応については、委員会が速やかに決定すること。

5 , 公正取引委員会への通報等

公正取引委員会への通報は、情報を把握し、事情聴取等の結果、談合の事実が明らかになった場合に行うものであること。

6 , 報道機関との対応

情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、事務局が対応すること。

〔 2 〕 具体的な対応

情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手順等は、〔 3 〕個別手続きの手順に従い行うこと。

1 , 入札執行前に情報を把握した場合

(1) 情報が情報提供者の氏名、連絡先、対象工事名、落札予定業者（共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、代表者名でも可）が明らかであるなど、調査に値する場合には、事前聴取等必要な調査を行うこと。なお、可能な範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

(2) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対し

て事情聴取を行うこと。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うこと。

聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

この場合、必要があると認められた場合は、工事費内訳書の提示を求めること。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を取り止めるものとする。

なお、その旨を公正取引委員会に通報するものとする。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の注意を促した後入札を行うこと。

この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し、工事費内訳書を提示させること。(事情聴取の時点で工事費内訳書を提出させている場合を除く。)

ただし、工事費内訳書の提示を求めることとしていない入札である場合において、入札日において、事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕のないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書チェックの必要性等を考慮のうえ、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、または、工事費内訳書の提示を要請のうえ、入札日の延期等により入札を執行するかのいずれかで対応すること。

入札には、積算担当者(当該工事の積算内容を把握している職員)が立ち会い、工事費内訳書をチェックすること。

工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、〔3〕により対応すること。

(5) 委員長への報告

(1) から(4)までの対応をとった場合は、速やかに委員長に報告するものとする。

2, 入札執行後に情報があつた場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続きによることが適切か否かを調査委員会で判断すること。

(1) 契約(仮契約含む。)締結以前の場合

調査委員会への報告

情報があつた場合には、契約を保留し、調査委員会に報告してその取り扱いを審議すること。

調査委員会の審議の結果、「調査に値しない」と判断された場合は、落札者と契約すること。

事情聴取

調査委員会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

聴取の結果については、事情聴取書を作成すること。

談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札は無効とするものとする。

なお、その旨を公正取引委員会に通報するものとする。

談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、落札者から誓約書を提出させたうえ、契約を締結すること。

委員長への報告

から までの対応をとった場合は、各段階において速やかに委員長に報告するものとする。

(2) 契約（仮契約を含む。）締結後の場合

調査委員会への報告

情報があった場合には、調査委員会に報告してその取り扱いを審議すること。

事情聴取

調査委員会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

聴取の結果については、事情聴取書を作成すること。

なお、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会に通報すること。

委員長への報告

から までの対応をとった場合は、各段階において速やかに委員長に報告するものとする。

(3) 個別手続きの手順

(2) に定める事情聴取等の手続きについては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1, 報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式1の報告書にまとめること。

2, 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会への通報等は、委員長が行うものであること。

(2) 公正取引委員会への通報等の様式は、別記様式2によること。

3, 委員長への報告

各段階における報告は、別記様式3によること。

4, 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、委員長が指名した複数の職員により行うこと。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、別紙 1 を参考として 1 社ずつ面談室等に呼び出し必要事項について聞き取りを行うこと。
事情聴取の実施にあたっては、その秘密保持に留意すること。

(3) 聴取結果等については、別記様式 3 により事情聴取書を作成すること。

5 , 誓約書の提出等

(1) 誓約書の様式は、別記様式 4 - 1 から同 4 - 3 によること。

なお、落札者決定（入札）後で契約締結以前の場合は、様式の文章表現中、3 行目の後段、「落札後、」を抹消して用いること。

(2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする」旨の注意を促す場合は、「別紙 2 」により、注意事項を読み上げること。

6 , 工事内訳書のチェック

工事内訳書の提示に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第 1 回の入札において、全入札者が入札書を入札箱に投入した後に、積算担当者が工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックした後に開札すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができること。

7 , 報道機関との対応

報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合において、事務局のみでは十分な対応ができない場合には、委員長が対応すること。

談合情報報告書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
工 事 名	
発 注 機 関 名	
入 札 (予 定) 日	平成 年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	報道機関名 その他(会社名等) 役職名 氏名等 連絡先(住所等) (電話番号) ()
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
応答者所属・職・氏名	
当該案件の問合せ先	()

- 1 , 情報が書面等の場合は、写しを添付のこと。
- 2 , その他参考となる資料があれば添付のこと。

別記様式 2

財 第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会東北事務所長 様

山形県長井市長

談合情報に関連する資料の送付について

本市が発注する 工事の入札に係る談合情報に関連する
資料を別添のとおり送付いたします。

(事項)

- 1 , 談合情報報告書 (写)
- 2 , 事情聴取書 (写)
- 3 , 誓約書 (写)
- 4 , 入札調書 (写)
- 5 , 入札に関する連絡 (無効・延期・取消し)
- 6 , その他 (契約解除等)

(該当するものに○を付けること。)

事 情 聴 取 書

工 事 名 _____
 業 者 名 _____
 事情聴取を受けた者 _____
 事情聴取者職・氏名 _____
 日 時 平 戒 年 月 日 _____
 場 所 _____

質 問	聴 取 内 容
1 , 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 , 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。	
3 , あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。	
4 , その他必要事項	

事情聴取項目（参考例）

1 , 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。

2 , 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。

3 , あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。

4 , その他必要事項

誓 約 書

平成 年 月 日

長井市長

様

住 所

商号または名称

代表者氏名

代理人氏名

今般の下記工事の競争入札に関し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法等を遵守することを誓約し、落札後、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1, 工事名 _____

2, 工事場所 _____

誓 約 書

平成 年 月 日

長井市長

様

特定建設工事共同企業体の名称

_____ 特定建設工事共同企業体

(代表者) 住 所
商号または名称
代表者氏名

住 所
商号または名称
代表者氏名

住 所
商号または名称
代表者氏名

代理人氏名

今般の下記工事の競争入札に関し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法等を遵守することを誓約し、落札後、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1, 工事名 _____

2, 工事場所 _____

誓約書

平成 年 月 日

長井市長

様

住 所

商号または名称

代表者氏名

代理人氏名

今般の下記委託業務の競争入札に関し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法等を遵守することを誓約し、落札後、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

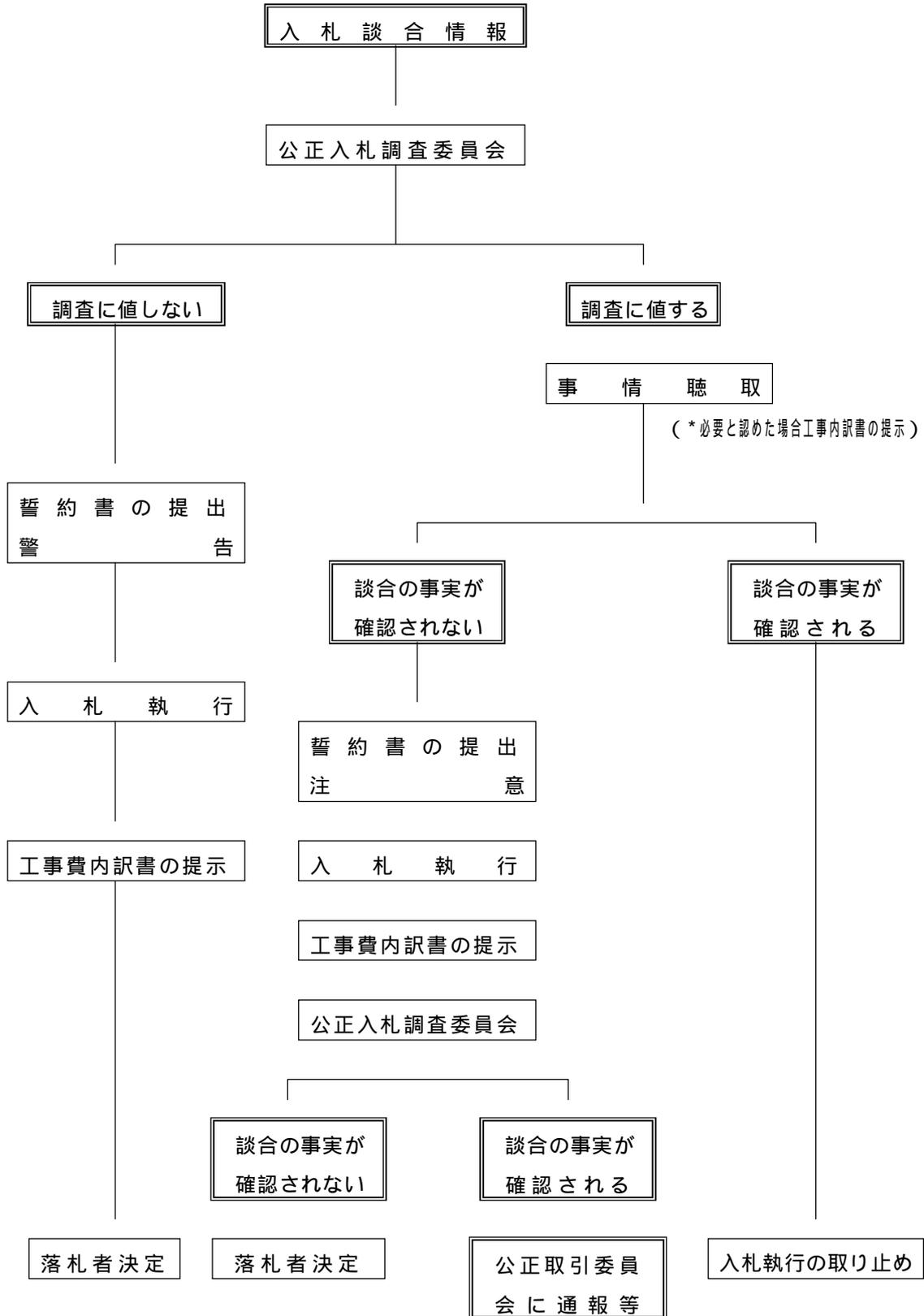
なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1, 委託業務名 _____

2, 委託業務箇所 _____

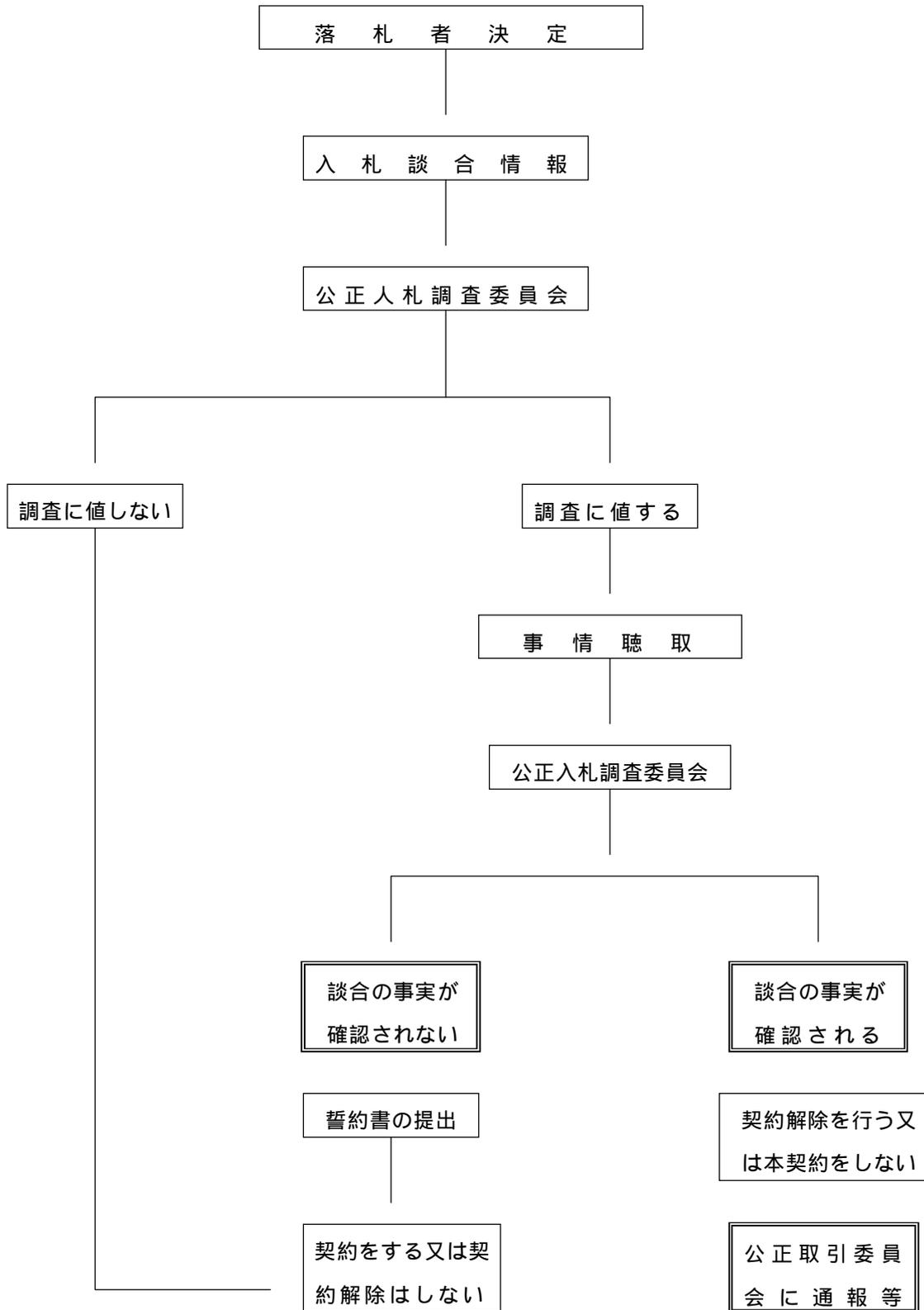
談合情報対応フロー図



* 公正取引委員会への報告は、副市長が行う。

談合情報対応フロー図

< 落札者決定(入札)後 >



* 公正取引委員会への報告は、副市長が行う。